



長野県報

8月27日(月)
平成24年
(2012年)
第2398号

目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	3
保安林の指定施業要件の変更予定（5件）（森林づくり推進課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
正誤（3件）（選挙管理委員会）	22

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（6件）（県民協働・NPO課）	5
長野県労働委員会の補欠委員の候補者の推薦の求め（労働雇用課）	7
建設業の許可の取消し（建設政策課）	8
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築指導課）	20
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（会計課）	21

告 示

長野県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木小児科医院	北佐久郡御代田町御代田4106-123	平成24年8月1日
ウエルシア薬局岡谷長地店	岡谷市長地権現町1-7-32	平成24年8月1日
ひらさわクリニック	小諸市本町二丁目3-9	平成24年7月1日
寺島薬局 小諸みかけ店	小諸市御影新田2578-1	平成24年8月1日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177-3	訪問看護ステーションきたしなの	飯山市大字瑞穂4921	平成24年8月1日
医療法人社団敬仁会	塩尻市大字宗賀1295	桔梗ヶ原病院訪問看護ステーション	塩尻市大字宗賀1294-1	平成24年7月1日

地域福祉課

長野県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部守一

診療所

名称	所在地	廃止年月日
山田皮膚科医院	諏訪市諏訪1-6-1 スワプラザ4F	平成24年6月27日
大脇医院	伊那市美篤5795	平成24年7月19日

地域福祉課

長野県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
小須田園子	諏訪市湖岸通り4-6-17	平成24年7月1日
沼田鉄平	飯山市大字照里903-1	平成24年8月1日
林伸一	千曲市稻荷山1209-8	平成24年8月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
ワールド治療院諏訪店	諏訪市大手2-17-12	平成24年7月1日
沼田整骨院	飯山市大字照里903-1	平成24年8月1日
いなりやま接骨院	千曲市稻荷山1782-9 ショッピングコアあいにー内	平成24年8月1日

地域福祉課

長野県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

施術者

氏名	施術所の名称	施術所の住所	廃止年月日
竹田 政利	いなりやま接骨院	千曲市稻荷山1782-9 ショッピングコアいにー内	平成24年6月30日

地域福祉課

長野県告示第610号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人敬老園	にしうち・まるこ敬老園ヘルパーステーション	上田市西内800番地	平成24年8月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ゆりかご	デイサービスゆりかご伊那	伊那市荒井3463番地1	平成24年8月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人敬老園	にしうち・まるこ敬老園ヘルパーステーション	上田市西内800番地	平成24年8月16日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ゆりかご	デイサービスゆりかご伊那	伊那市荒井3463番地1	平成24年8月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第611号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市常盤字青木沢7641、字水ノ入7643の4、7643の7、7643の9、7643の10

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第612号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市常盤字北山堅平7388、7389の5、7389の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第613号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市堀金鳥川12の3、12の15、明科光2573の12

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

堀金鳥川12の3、12の15(次の図に示す部分に限る。)、明科光2573の12

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第614号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村7364、7365、7366の3、7367、7369の1、7370の3、7370の4、7370の6、7370の7、7370の15、7372の1、7373、7374、7392、7393の1、7393の2、7393の3、7394、7396の1、7396の2、7439、7440、9016、9017の5、9017の6、9019、9020の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第615号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町読書28の49、28の52、498の1、498の108、498の109

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年9月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年8月27日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 小諸上田線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字諸字杜宮司111番の5地先から小諸市大字諸字杜宮司117番の1地先まで	旧	m 8.6～14.5	km 0.1252
同 上	新	m 10.4～18.0	km 0.1252

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

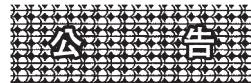
その関係図面は、告示の日から平成24年9月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年8月27日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 路線名 小諸上田線
2 供用を開始する区間
小諸市大字諸字杜宮司111番の5地先から
小諸市大字諸字杜宮司117番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成24年8月27日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月20日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 シュロス・スポーツプロジェクト
3 代表者の氏名
吉田 恵美子
4 主たる事務所の所在地
松本市大字和田816番地口号2
5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の女子サッカーの普及・育成・定着を目指し、女子サッカーの発展と、スポーツを通じて心身の健全な発達と豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月10日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みどりの市民
3 代表者の氏名
高木 直樹
4 主たる事務所の所在地
長野市大字南長野字南県町685番地の2
5 定款に記載された目的
本会は、地域と地球の持続性ある環境未来像を実現するために、地球環境問題を地域でも主体的に取り組み、改善を図るべきものとして、地球にやさしい生活提案、自然環境保護・保全に関する活動及び環境への市民意識を高めるための環境教育並びに啓蒙活動等を通じて、市民・事業者・行政が一体となって人や自然に配慮した持続可能な循環型社会づくり、心豊かな環境優先型社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課